

オバフェミ・アウォロウオの政治思想

連邦主義論と社会主義論

落合 雄彦*

Obafemi Awolowo's Political Thoughts on Federalism and Socialism

Takehiko OCHIAI

The aim of this article is to examine the political thoughts of Obafemi Awolowo (1909–87), a Nigerian nationalist, politician, and philosopher. Although Awolowo is often labeled as a “Yoruba tribalist,” his political philosophy is more complex and dynamic than most students of African politics think. This article is divided into two parts. The first part is a comprehensive study of Awolowo’s thoughts and behavior on federalism in colonial and postindependent Nigeria. He says that Nigeria is not a country but just a geographical expression and insists that federalism is the only appropriate system for the multi-ethnic/linguistic country. In the second part, we examine Awolowo’s socialist ideas. Awolowo defines socialism as a normative social science and considers that it is in the same category as ethics. According to Awolowo, socialism not only establishes the standards and norms for economic behavior and

* おちあい・たけひこ：敬愛大学国際学部講師 アフリカ政治
Lecturer of African Politics, Faculty of International Studies, Keiai University.

social objectives, it also prescribes the methods by which economic forces may be controlled, directed, and channeled for the realization of the objectives. The themes examined in the article include Awolowo's ideas and doctrines of ethnicity, society, welfare state, nation, man, god, love, the human mind, the universal mind, dialectics, education, and political leadership.

I はじめに

本稿の目的は、ナイジェリアの政治指導者であるオブフェミ・アウォロウォ (Obafemi Awolowo: 1909-87) の政治思想を分析することにある。

これまで、現代アフリカの政治世界には、大きく分けて2つの思想的潮流があったように思われる。1つは、植民地主義支配への抵抗と解放・独立の過程で勃興してきたアフリカ・ナショナリズムの潮流であり、もう1つは、独立以後のネーション・ビルディングを推進するイデオロギーとしての社会主義、そのなかでも特にアフリカ的社会主義の潮流である。

ところで、ナショナリズムと社会主義という本来は対立的なこの2つのイデオロギーが、アフリカにおいてはむしろ協調的關係にあったことがしばしば指摘されている。山口圭介が、「アフリカ的社会主義はアフリカのナショナリズムである」⁽¹⁾と明言し、アフリカにおいては「社会主義という言葉の外皮がナショナリズムという内実を含んでいる」⁽²⁾にすぎないと言いつてしまうのは、両者の連関をあまりにも断定的に捉えすぎている感があるものの、示唆的である。小田英郎は、アフリカのナショナリズムと社会主義を、「ナショナルな歴史的復権と発展のイデオロギー運動」として捉え、両者には複雑ではあるが親和的關係があり、それは両者が「アフリカ性志向を媒介として結合していることによる」と指摘した上で、両者を「アフリカ主義」という枠組みのなかで捉えようとしている⁽³⁾。

しかし、こうした「アフリカ主義」なるものを、ここであえてアフリカ政治思想の主流と呼ぶならば、アフリカに支流とも言える他のいくつかの

政治思想の流れがあったとしても、けっして不思議なことではないであろう。たとえその流れが、前者と比して細く短いものであったとしても、アフリカ政治思想の全体像をより精確に把握するためには、その支流のなかにあえて船を漕ぎ出す必要があるのではなからうか。

ギニア・ビサウとカーボ・ベルデの民族解放運動家であるカブラル (Amilcar Cabral) や、仏領マルティニック出身のアフリカ系人で精神科医であったファノン (Frantz Fanon) の革命思想などは、アフリカ政治思想の主流からはやや逸脱した支流のなかに含めることができよう。アフリカの社会主義の克服とアフリカにおける科学的社会主義の構築を目指したカブラルの革命論や、植民地人民の人間解放を闘争という暴力によって行おうとするファノンの暴力論は、当時の第三世界の解放闘争に少なからず影響を与え、またわが国においても、こうした思想について一連の研究がなされてきた⁽⁴⁾。しかし、両者の思想はその急進性の裏に幻想性を帯び、アフリカの政治的現実十分に根をおろしてきたとは到底言い難い。例えば、ファノンの政治思想について、「アフリカ諸国においてファノン主義の思想的衝撃が大きかったのに比べて政治的影響が小さかったのは、非土着的な急進思想の限界を示すものである」⁽⁵⁾ とする指摘があるが、まさに正鵠をえたものと言えよう。

ファノンの思想がその急進性と非土着性を弱点としていたとするならば、逆に穏健であまりに土着的な思想であることもまた弱点となるのかもしれない。アウォロウォの政治思想は、この穏健であまりにも土着的であることのゆえに、これまで注目されることが少なかったと言える。アウォロウォ自身とその思想が土着的であるということの意味としては、少なくとも次の2点を指摘することができよう。

まず第1に、アウォロウォの思想が対象にしようとする集団がナイジェリアの個々の民族集団、特に彼の出身民族であるヨルバであった点を指摘できる。アフリカ大陸圏を越えて広くアフリカ(系)人の解放と統合を志向するパン・アフリカニズムのような(やや文学的な言い方をすれば)壮大なスケールをもつ思想と比べて、アウォロウォの思想は個々の民族集団を

対象とした実に射程の狭いイデオロギーと見なされてきた。また、このためにこれまでのアウォロウォは「ヨルバ・トライバリスト」としての負のレッテルを貼られてきたのである。

第2に、アウォロウォが一度として政権の座に就くことがなかった政治家であった点を指摘できよう。アウォロウォは、1952年から59年までの間、当時の英領ナイジェリアの西部地域の行政を担当し、また独立後は67年から71年まで軍事政権下で連邦執行評議会の副議長を務めたが、結局、ナイジェリアの政権を担当することは一度としてなかった。この点、エンクルマ(Kwame Nkrumah)のように国家元首として国政に携わった政治指導者らの政治思想と比べて、その思想的影響力は極めて地味で弱く、注目されることが少なかったと言えよう。

しかし、見方を変えれば、そうした土着性という弱点のゆえに、アウォロウォの政治思想はかえって特異な性格をもちうる可能性を有していたと考えることができるのではないか。そこには、主流のアフリカのイデオロギーの枠組みから逸脱した独特な思想的形態を見いだすことができる。

アウォロウォ思想のなかには、2つの大きな潮流がみられる。ナイジェリアの連邦化を主張した連邦主義論と、その社会主義国家化を目指した社会主義論である。この2つの流れは、アフリカのイデオロギーの2つの潮流——すなわちアフリカ・ナショナリズムとアフリカ的社会主義——と相似の関係にあったと見ることができる。独立前後のアフリカが、ナショナリズムと社会主義という「民族(植民地人民)」解放と「国家」建設の2つのイデオロギーを必要としたように、同時代を生きたアウォロウォも、「民族(民族集団)」の解放を目指す連邦主義論と、「国家」の建設を目指す社会主義論をその思想の両輪としていたからである。しかし、アウォロウォにとってのナショナリズムとは、単なる植民地主義勢力からのナイジェリアの解放・独立運動ではなく、ナイジェリア国内の個々の民族集団が自治を獲得する運動、つまり連邦主義体制の確立過程を意味していた。これは、アフリカや他の第三世界のナショナリズムが、ナショナリティを欠いた植民地人民の解放運動として現れたのに対して、アウォロウォの連邦主義論

が小さいながらも民族集団を基盤とした、つまりナショナリティを志向したナショナリズムの主張であったことを意味するものと言えよう。

また、アウォロウォは社会主義をネーション・ビルディング推進のイデオロギーとして捉え、ナイジェリアの社会主義国家化を主張したが、アフリカの社会主義がアフリカ性をその根幹概念として重視するのに対して、アウォロウォの社会主義論はアフリカ性を軽視し、むしろアフリカの社会主義からの脱却を目指した。総じて言えば、アウォロウォの思想は、主流と相似性をもちつつも、アフリカ性を志向しないという点でそれと一線を画す支流として位置づけることができよう。

本稿では以下、アウォロウォの2つの政治思想的潮流である連邦主義論と社会主義論についてそれぞれ考察を試みる。

II 連邦主義論

1. ナショナリストとしてのアウォロウォ

アウォロウォは、1909年3月6日、ナイジェリア南西部にあるイケネという村に生まれた。ヨルバの出身であったアウォロウォは、イケネ、アベオクタ、イバダンといった、ヨルバ人口が圧倒的に多い村や町で教育を受けて育った。このことは、ほぼ同時期のナショナリストであり、のちにナイジェリアの初代大統領となったアジキウェ (Nnamdi Azikiwe) との比較の観点から考えてみると、なかなか興味深い。アジキウェは、1904年11月、ナイジェリア北部のズングルに生まれた。彼はイボ出身であったが、ズングル、オニチャ、ラゴス、カラバーといったナイジェリア全国の諸都市を転々としながら教育を受けた。このために、アジキウェはイボ語、ハウサ語、ヨルバ語を自由に話すことができるようになったという。このように出身民族にとらわれない環境のなかで育ったアジキウェがのちにパン・アフリカニズムに傾倒し、一方、ヨルバ社会のなかだけで少年期から壮年期までを過ごしたアウォロウォがヨルバの色彩の濃いナショナリストとなっ

たのも、まったくの偶然ではなかったにちがいない。

さて、アウォロウォは、1928年、アベオクタにあるミッション・スクールの嘱託教員となった。このころのアウォロウォは、ナイジェリア・ナショナリズムの父と言われたマコーレー（Herbert Macaulay）に心酔し、彼の肖像を見るたびにある種の興奮をおぼえるほどであった。当時マコーレーが発行していた新聞『ラゴス・デイリー・ニュース』（*Lagos Daily News*）を日々愛読していたアウォロウォは、同紙を「極めて過激で、激しいまでにナショナリスティックで、痛烈で執念深いまでに反白人的であった」⁽⁶⁾と評し、「自分もハーバート・マコーレーのような仕事をしてみたいと思うようになった」⁽⁷⁾と述べている。

その後、教職を離れたアウォロウォは、事務員、記者、文書代筆業、運送業、農産物仲買業などの職を転々としながら勉学を続け、1944年にはロンドン大学から通信教育課程による商学士号をえている。

この当時、ナイジェリアには2つの主要なナショナリスト組織があった。1つは、1923年、マコーレーによって創設されたナイジェリア国民民主党（Nigerian National Democratic Party: NNDP）であり、もう1つは、36年に創設されたナイジェリア青年運動（Nigerian Youth Movement: NYM）である。アウォロウォの自伝によれば、アウォロウォは青年運動の活動に参加し、イバダン支部の書記として植民地政府の課税政策に反対するストライキや抗議集会を組織し、大いに活躍したという⁽⁸⁾。青年運動を「ナイジェリアのナショナリストたちと政治的に覚醒した人々を糾合することに真剣に努めた最初のナショナリスト組織」⁽⁹⁾として高く評価するアウォロウォは、この青年運動での活動を通して、ナショナリストとしての道程を着実に歩むこととなった。

しかし、青年運動はアウォロウォの期待に反してかなり短命に終わった。1941年、指導部内の確執が顕在化し、青年運動は分裂した。これが、ナイジェリア・ナショナリズム史で言うところの、以下に詳述するイコリ＝アキサンヤ事件である。

1941年、当時の立法評議会の議席に欠員が生じ、補欠選挙が実施される

こととなった。青年運動内部では、同運動の代表であったイコリ（Ernest Ikoli）と副代表であったアキサンヤ（Samuel Akisanya）の間で公認候補が争われ、結局執行委員会の決議によってイコリが公認候補として選出された。ところが、これを不服とするアキサンヤは、アジキウェらの支援をえて独自に立候補の届け出を行ったのである。補欠選挙では結局イコリが当選したものの、この事件を機に青年運動は致命的な分裂状態に陥ることとなった。アキサンヤを支持したアジキウェは、アキサンヤが公認候補に選ばれなかったのは彼がイジェブ・ヨルバ出身であったからで、イジェブ・ヨルバに対する他のヨルバの差別が原因であったと主張し、これを不満として青年運動からの脱退を表明した。青年運動の支柱的存在であったアジキウェの脱退は、青年運動に大きな衝撃を与え、アジキウェの出身民族であるイボ、アキサンヤの出身民族集団であるイジェブ・ヨルバのメンバーの多くが、この出来事を機に青年運動を去っていった。

アウォロウォはイジェブ・ヨルバ出身であったが、イコリ＝アキサンヤ事件においては同郷のアキサンヤを支持せず、イジャウ出身のイコリを支持した。アウォロウォは、青年運動の中心をなしていたヨルバが同じヨルバのなかでも特にイジェブを差別する傾向をもっていたとしても、アキサンヤが公認候補に選出されなかったのはそうした差別が原因ではなく、単にイコリが青年運動の代表であったからだと確信していた⁽¹⁰⁾。アウォロウォは、この事件を通して、民族対立とは本来無関係な出来事が民族対立問題にすり替えられてしまう過程、そしてナイジェリアの多様な民族集団を統合していたナショナリスト組織が、民族対立の台頭のまえに崩壊していく過程を目のあたりにしたのであった。彼の自伝によれば、この事件の際、アウォロウォはイボとイジェブ・ヨルバの人々に取り囲まれ、同郷のアキサンヤを支持しなかったことを詰問され、「生まれて初めて裏切り者と非難された」と綴っている。アウォロウォは、このとき、「不快と悲嘆の念を感じつつ、自分自身のなかでこう思索した。『そうか、これが新しいアフリカ（New Africa）だったのだ！』と」⁽¹¹⁾。

当時、「新しいアフリカ」とは、パン・アフリカニズムを唱えるアジキ

ウェが多用していた表現であった。「わたしは、新しいアフリカが現実のものになるよう運命づけられていることを日々確信するようになっていきます。……わたしは、新しいアフリカという理念の、生きる魂なのです」⁽¹²⁾と云うアジキウェにとって、「新しいアフリカ」とは、植民地主義の呪縛から解放され、統一する「蘇るアフリカ」(Renascent Africa) というほどの意味であった。しかし、アウォロウォにとって、アジキウェの言う「新しいアフリカ」とは、統一された「蘇るアフリカ」ではなく、むしろ植民地支配以前の「古いアフリカ」の時代以上に民族対立が激化する「分裂するアフリカ」として映ったのである。イコリ＝アキサンヤ事件に見られた、ナショナリスト組織が民族的な対立感情によって分裂・崩壊してゆくプロセスのなかで、アウォロウォは、民族的情緒のとめどもない興隆を実感したのであった。この事件を契機として、アウォロウォは、多様な民族集団を内包するナイジェリアが対立と分裂を回避するためには、連邦制を導入することが不可欠であると確信するようになっていった。

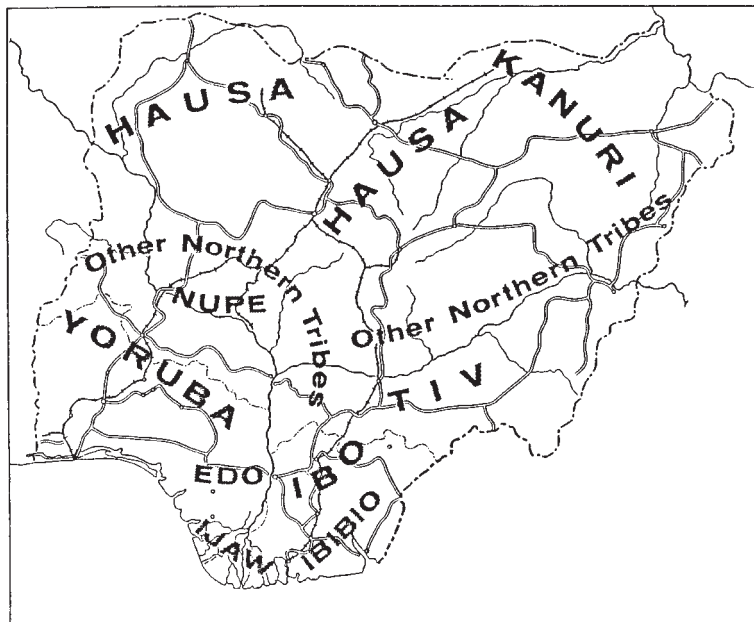
もともとアウォロウォがナイジェリアにおける連邦制の必要性を感じはじめたのは、1930年代前半のことであったという⁽¹³⁾。当時、インド国民会議派の熱烈な信奉者であったアウォロウォは、インドで言語集団に基づく行政区画の再編成を求める動きがあることを知り、ナイジェリアにおいても民族集団の分布を無視した恣意的な行政区画を再考する必要があると考えるようになった⁽¹⁴⁾。こうした漠とした連邦主義思想の萌芽は、その後アウォロウォのなかでさらに醸成し、イコリ＝アキサンヤ事件前後の民族的な対立感情の高揚という状況のなかにあって、ナイジェリアは連邦制憲法によって各民族集団が大幅な自治権を認められる連邦制国家となるべきであるという信念へと発展していった⁽¹⁵⁾。

こうして、「ナショナリストとしてのアウォロウォ」はまた、「フェデラリストとしてのアウォロウォ」として立ち現れてくるのである。

2. ヨルバとアウォロウォ

1945年、植民地政府はナイジェリアの憲法改正に関する草案を植民地の

地図1 ナイジェリアの民族集団分布



(出典) R. L. Sklar, *Nigerian Political Parties*, Princeton: Princeton University Press, 1963.

立法評議会と本国議会に提出した。同改正案では、ナイジェリアは北部、西部、東部の3地域に分けられ、中央に立法評議会、各地域に地域議会がそれぞれ設置されることとされた。

これに対してアウォロウォは、1945年に『ナイジェリア解放の道』(*Path to Nigerian Freedom*)という最初の著作の原稿を書き上げ(47年出版)、前述の憲法改正草案を踏まえつつも自らの連邦主義論を展開した。このなかでアウォロウォは、まずイギリスの植民地支配を激しく非難し、ナイジェリアの自治権獲得を要求する一方、自治権獲得の前段階における連邦制憲法導入の重要性を指摘した。アウォロウォは、「ナイジェリアとは、国ではない。それは、単なる地理的表現にすぎない」⁽¹⁶⁾と述べ、国家としての一体性を欠いたナイジェリアは、中央集権制ではなく、すべての民族集団がそれぞれの行政区画、行政府、立法府をもつ連邦制国家となるべきであると主張した。さらに、連邦制のもとで、各民族集団は独自の法規範

(constitution) を有し、自らの政治文化を外部から干渉されることなく発展させるべきであるとした。その上で、アウォロウォは、とりあえずハウサ、イボ、ヨルバ、フラニ、カヌリ、イビビオといった10の主要民族にそれぞれ自治権をもつ行政区画が与えられるべきであると提案した。しかし、アウォロウォは、ナイジェリアを3地域に分けるという植民地政府の提案を恣意的かつ不十分なものと批判しつつも、3地域化がナイジェリア連邦化への布石となるとしてこの提案を肯定的に受けとめた。

そして、アウォロウォは、連邦主義の原則が一旦受け入れられれば、連邦制の枠内での民族感情の高揚は、エスニック・ナショナリズムとしてむしろ促進されるべきであると考えようになっていった。

1920年代後半から、ナイジェリアの主要都市では民族集団単位の結社が形成されはじめていた⁽¹⁷⁾。こうした結社は、都市に出てきた同郷出身者の間の親睦・互助を主な目的としたものであったが、なかには学校経営、奨学金給付、故郷での道路や病院の建設などを行う大規模な組織もあったと言われている⁽¹⁸⁾。28年には、イビビオによって民族集団を包括するものとしては最初の結社が設立され、これ以降、エドやイボなどの民族集団が結社を設立している⁽¹⁹⁾。なかでもイボによる組織は大規模なもので、44年、すでにナイジェリアの諸都市に設立されていた諸組織がイボ連邦同盟 (Ibo Federal Union) として統合されるにいたった (同組織は48年にイボ国家同盟 [Ibo State Union] へと改称した)。

こうした状況のなかで、アウォロウォは、自らの出身民族であるヨルバの統合の必要性を感じはじめる。アウォロウォは、ヨルバとは1つの民族 (nation) であり、そのなかにイジェブ、オヨ、イフェ、ラゴス、バダグリといった帰属意識をもつ多くの部族 (tribe) が内包されているという独自の考え方を有していた。そして、イコリ＝アキサンヤ事件に端的にあらわれたように、ヨルバの各部族は相互に対立し合い、ヨルバ民族は他の民族と比べて最も分裂しているという認識をもっていたのである。アウォロウォは、ヨルバの各部族がもつ帰属意識を部族主義として非難し、ヨルバ統合によるその克服が必要であると考えようになっていった。

1944年、法律を学ぶためにイギリスに留学したアウォロウォは、このヨルバ統合という考えを実行に移した。45年、アウォロウォは、ヨルバ統合を目的としたヨルバの文化組織エグベ・オモ・オドゥドゥワ（Egbe Omo Oduduwa：オドゥドゥワ子孫の会の意）をロンドンに設立している。オドゥドゥワとは、神話に登場するヨルバ民族の先祖であり、ヨルバ統合を象徴するシンボルとされた。主にアウォロウォによって起草されたと言われるエグベの規約によれば、その目的はヨルバランドに関するものとナイジェリアに関するものに大別され、まずヨルバランドについては、①ヨルバ内の部族主義や差別の克服、②経済的資源の有効利用、③教育の向上とヨルバの言語・文化・歴史の研究、④社会福祉の増進、とされた。ナイジェリアについては、①ヨルバランドにおける前述の目的達成のための他地域との協力、②他地域の類似した状況にある集団への支援、を挙げている。また、これらの目的を達成する方法として、講演会や刊行物を通じて、「近代的なヨルバ国家とナイジェリア連邦国家」という概念を広く普及させるとしている⁽²⁰⁾。

エグベは、ロンドン在住の留学生を対象にヨルバ文化の啓蒙を目指したいわばエリート組織であった。これに対して、1947年にナイジェリアに帰国したアウォロウォは、大衆動員を目的とした政治的組織の創設に取りかかった。50年、ナイジェリアの憲法改正が行われ、3つの地域議会にそれぞれ間接選挙制度が導入されることになると、アウォロウォは早速、ヨルバ地域である西部地域の政権獲得を目指して新たな政党を創設した。党名は、「言葉よりも行動を」というところから行動グループ（Action Group: AG）と名づけられた。行動グループは、50年3月から創設の準備をはじめ、51年3月にその創設が新聞紙上で公表された。同年の西部地域議会選挙では、48年にすでにナイジェリア国内に結成されていたエグベの協力をえながら、ヨルバ民族政党あるいは西部地域政党として選挙戦を展開して勝利を収めている。

1952年、西部地域行政府の内閣に入閣したアウォロウォは、まず地域政府レベルの下に位置するローカル・ガバメントの政治改革を目指したロー

カル・ガバメント法 (Local Government Law) を立案し、西部地域議会に提出した。同年、議会を通過した同法案は、それまで共同体の伝統的首長に大幅に依存していたローカル・ガバメントの行政権を、民選議員が多数を占める評議会に移行するというものであった。アウォロウォは、一方で行動グループに対する伝統的首長の支持獲得に努めたが、他方でこうした政治改革によってローカル・ガバメントを民主化し、伝統的首長に代わって近代エリートを行政の中心に据えることで、伝統的首長を核とした共同体意識を解体し、近代志向のヨルバ統合をより一層推進することを目指したのであった⁽²¹⁾。

アフリカ政治学者のスクラー (Richard Sklar) は、この時期のアウォロウォには3段階から成る思想的層があったと指摘している。すなわち、その3つの層とは、全国レベルでの「連邦制憲法」、文化的ナショナリティのレベルでの「ヨルバの政治統合」、そして地方レベルでの「ローカル・ガバメントの政治改革」であり、アウォロウォには、それらがエリート主導のもとで行われるべきであるという認識が見られたという⁽²²⁾。同時期のアウォロウォには、ナイジェリアにおいては連邦制憲法の導入を、西部地域においてはエグベと行動グループによるヨルバの文化的政治的統合を、ローカル・ガバメントにおいてはヨルバ統合、つまり同郷意識の克服のために行動グループ政権下での政治改革を行うという、全国—地域—地方の垂直的な思想行動の展開が見られた。そして、1950年代半ばまでのアウォロウォは、こうした3つのレベルの改革をヨルバ志向性をもちながら実行しようとしていたのである。

当時のアウォロウォの関心は、まさに「民族としてのヨルバ」に終始していた。アウォロウォにとって、連邦制によるヨルバの自治権獲得、エグベによるヨルバの文化的統合、行動グループによるヨルバの政治的統合、政治改革によるヨルバの各部族意識の克服に見られるように、ヨルバが彼のすべての思想行動のアルファであり、またオメガであった。この時期のアウォロウォにのみ注目するならば、彼をヨルバ主義者 (ヨルバリスト) と呼ぶことは少なからず妥当なことのように思われる。しかし、彼のヨル

バ志向を誇張することは、かえってアウォロウォの思想・行動の全体像を理解する上での障害となりかねない。というのも、アウォロウォの連邦主義論をT字型に喩えるならば、彼のヨルバ主義はその垂線であったにすぎず、それを誇張することは水平方向の展開を見落とすことに繋がりがねないからである。アウォロウォは、言われているほどに自民族中心主義的ではなかった。彼は、水平方向に伸びる連邦主義の信念を基線にしつつ、垂直方向にヨルバ主義という垂線を描いていたのである。

1950年代半ばまでのアウォロウォは、確かにある意味でヨルバリストであったと言えよう。しかし、「ヨルバリストとしてのアウォロウォ」は、「フェデラリストとしてのアウォロウォ」と不可分一体のものとして理解されるべきであろう。

3. 少数民族とアウォロウォ

1954年、ナイジェリアは憲法改正によって大幅な権限を付与された北部、西部、東部の3地域と首都ラゴスに分けられ、3地域にはそれぞれ総督、首相、行政府、立法府、高等裁判所が設置される連邦制が確立された。西部地域議会では行動グループが与党となり、アウォロウォが首相に就任している。アウォロウォは、54年から59年までの首相在任期間中、無償義務教育制度の導入、保健サービス制度の拡充、経済計画の策定など西部地域の内政問題に多忙を極めることとなった。

しかしその一方、西部地域の政権を掌握した行動グループは、1950年代半ばから全国政党への脱皮を模索しはじめていた。そして、行動グループがそのヨルバ民族政党あるいは西部地域政党としてのイメージを払拭し、全国政党への脱皮を図るための足場にしようとしたのが、ときを同じくして表面化していた少数民族問題であった。

1950年代半ば、ハウサ＝フラニ、ヨルバ、イボの3大民族を基軸とした北部、西部、東部の3地域からなる連邦制が確立すると、個々の地域に内包された少数民族による新州設立の要求がにわかに活発化した。西部地域では主要民族であるヨルバに反発するエドが中西部州を、東部では主要民

族であるイボの支配を不満とするイビビオやイジャウがカラバー・オゴジャ・リバーズ州を、北部ではハウサ＝フラニからの分離を求めるティブなどの少数民族がミドル・ベルト州の新設をそれぞれ要求した。

あらゆる民族集団にそれぞれの行政区画を付与するという連邦主義の立場に立つアウォロウォは、当初から少数民族の新州設立の要求には好意的であった。しかし、行動グループ内ではアウォロウォはむしろ少数派であり、特に西部地域からの中西部州の分離には反対する声が根強かった⁽²³⁾。また、1950年代前半までのアウォロウォは、ヨルバ統合と西部地域の政権獲得に関心を奪われ、少数民族に配慮できるような状況にはなかった。ところが、50年代半ば、行動グループは西部地域政府に反発する少数民族地域（中西部州）を分離した方が西部の政治的安定を図る上で得策だと認識するようになる。そして、新州設立を支援することで全国の少数民族の支持を獲得し、これによって西部の地域政党から全国政党への脱皮を目指す方針へと転じた。以後、行動グループは新州設立を争点にして選挙戦を展開し、また各地の少数民族政党と連合しつつ少数民族の広範な支持を集める戦略を展開していった⁽²⁴⁾。

1957年、ロンドンで憲法会議が開催され、この席上アウォロウォは、中西部州、カラバー・オゴジャ・リバーズ州、ミドル・ベルト州の即時新設、新州設立のための手続き条項の憲法明記を主張した。しかし、この主張に対して、他地域の代表が反発し、結局、少数民族の状況を調査する委員会を設置して報告書の提出を求めることとなった。翌年、ラゴスでの憲法会議に提出された同報告書は、少数民族に恐怖の念は存在するものの、その保護は新州設立ではなく連邦警察による秩序維持、憲法の基本的人権条項による保護、地域内の特別少数民族地区の設置等によってなされるべきであるとの提言を行うにとどまった⁽²⁵⁾。

アウォロウォ率いる行動グループ代表団は、同報告書の承認を拒否し、独立前の連邦6州化をあくまで求めようとした。しかし、新州分離を快しとしない他地域の代表団や独立前の混乱を避けたい植民地政府側に押し切られ、結局アウォロウォは独立前の新州設立を断念せねばならなかった。

そして、この1958年憲法会議の席上、イギリス政府は憲法修正や少数民族問題が一応の決着を見たのを受けて、ナイジェリアを60年10月1日に独立させる旨明らかにしたのである。

独立前の新州設立が達成できなくなったことで、行動グループへの少数民族の支持には早くもかげりが見えはじめた。そして、少数民族による行動グループ離れの傾向は、1959年の連邦議会選挙における行動グループの敗北によってさらに加速されることとなった。59年、独立後の連邦政府の行方を左右する連邦議会選挙が各地域で実施され、その結果、それまで北部地域の与党であった北部人民会議（Northern Peoples' Congress：NPC）が134議席、アジキウェ率いる東部与党のナイジェリア・カメルーン国民会議（National Council of Nigeria and the Cameroons: NCNC）が89議席、行動グループが73議席をそれぞれ獲得した。行動グループは、地元の西部では49.5%、東部では23.1%、北部では17.2%の得票率をえたものの、結局、連邦議会では第3政党に甘んじることとなった⁽²⁶⁾。連邦では北部人民会議と国民会議の連立政権が誕生し、行動グループは野党として国政に携わることとなった。そして60年10月、ナイジェリア連邦はその独立を迎えた。

連邦議会選挙での敗北によって、少数民族の行動グループ離れは決定的なものとなった。北部や東部の少数民族のなかには独立を機に新州設立を断念し、むしろ主要民族との協調を選ぶ方が得策であるという認識が広がり、行動グループへの支持は急激に低下していった。行動グループにとって、新州設立問題を争点にして少数民族からの全国的な支持を引き出し、連邦の政権を奪取することはもはや期待できないことのように思われた。当時、北部地域では北部人民会議、東部地域では国民会議の事実上の一党支配体制の傾向が強まり、行動グループも西部地域政党から脱却する望みを失いかけていたのである。

1959年、西部地域首相を辞して連邦議会選挙に出馬したアウォロウォは、行動グループの敗北に伴い連邦議会の野党党首として独立を迎えた。すでにアウォロウォにも、現状では行動グループが連邦議会の与党となることが絶望的なことはわかっていたにちがいない。しかし、連邦議会の野党党

首としてのアウォロウォは、こうした現状をただ傍観しているわけにはいかなかった。アウォロウォは政権奪取を目指し、連邦議会での政府との対決姿勢をより鮮明にしていった。こうして独立前後の時期を境に、アウォロウォの言動は急速に過激化し、政府との非妥協的姿勢は堅固になり、社会主義への傾倒が顕著になっていった。「穏健なフェビアン的社会主義者だったチーフ・オブフェミ・アウォロウォが、新帝国主義的資本主義と国内特権階級に対する熱狂的なまでの敵対者へと変転したことほど、近年のナイジェリア史のなかで物議をかもした史的展開はほかにほとんどみられなかった」⁽²⁷⁾。

アウォロウォは、連邦政府、特に保守的・封建的であった北部人民会議の指導者に対して容赦なく非難の矛先を向けた。アウォロウォは、西部と東部を合わせたよりも多くの人口と広い領土をもつ北部が、ナイジェリア連邦全体を支配しようとしていると警告した。連邦制度を推進して新州を設立することで広大な北部を解体しなければならない、とアウォロウォは繰り返し訴えた。

こうしたなか、行動グループの瓦解はその内部からはじまった。行動グループ内では、連邦野党として連邦政府との対決姿勢を強めるアウォロウォら主流派に対して、西部地域政党として西部の内政を重視し、むしろ連邦政府とは協調すべきであると主張するアキントラ (S. L. Akintola) 西部地域首相の一派とが激しく対立し、党は分裂状態に陥った。1962年5月、アウォロウォら主流派は、アキントラを西部地域首相から解任することを党内で決議し、新首相の指名を西部議会において行おうとした。ところが、これを不満とするアキントラ派は、新首相指名のために招集された西部議会で乱闘を起こし、審議の妨害を図った。こうした状況をうけて、連邦政府は西部地域に非常事態宣言を発令して議会を停止し、代わって暫定行政官を任命するにいたった。

この非常事態宣言下で、アウォロウォは政治指導者として最大の試練を迎える。西部に非常事態を宣言した連邦政府は、続いて西部における不正融資事件を調査する委員会を設置し、金融機関、政府機関、行動グループ

の癒着関係の調査に着手した。この調査によって、行動グループ党首のアウォロウォは財界との癒着を追及され、窮地に立たされた。さらに、1962年9月、行動グループのメンバーが関与したクーデター計画が発覚するとアウォロウォは自宅軟禁下に置かれ、不正融資事件の調査がまだ終わらない同年11月、武力による政府転覆を計画した罪によりついに逮捕された。63年1月、西部の非常事態宣言が解除されたときには、すでにアウォロウォは逮捕によって政界から姿を消し、アキントラが西部地域首相に復帰していた。

1963年9月、アウォロウォは反逆罪で有罪判決を受け、10年の刑を宣告された⁽²⁸⁾。以後、66年8月に恩赦によって釈放されるまでの間、アウォロウォは獄中生活を余儀なくされることとなった。

中西部州の分離運動を研究したブランド (J. A. Brand) は、行動グループは新州設立を支援するとしながらも、1961年、連邦政府が中西部州の分離を推進しようとするや一転これを妨害したと指摘し、行動グループの新州設立支援を少数民族の支持を獲得するための方便として批判的に捉えている⁽²⁹⁾。確かに、行動グループが新州設立を支援したのは、党としての利益を勘案してのことであった。少数民族の庇護者を表明することで少数民族の支持を獲得し、それによって全国政党となることが主な目的であったことについては前述した。党の利益に反すれば、表面的にはともかくも、行動グループが逆に新州設立を実質的に妨害することもあったにちがいない。

しかし、新州設立に対する支援を考える際に、行動グループという党としての次元と、アウォロウォという個人の次元とは分けて考察する必要があるであろう。アウォロウォは言う、「しかし、新州設立に対する私の支援は、単なる票かせぎという欲望に動機づけられたものではない。前章で十分に示してきたように、私の支援は長期的でより深いところに根ざした信念から生じてきたものなのである。私にとって、連邦主義と新州設立は1つの信条なのである」⁽³⁰⁾。アウォロウォは、少数民族の票獲得のために新州設立を支援したことを否定しない。ただ、その深層に、連邦主義とい

う彼の信念があったことを強調するのである。

1950年代前半までのアウォロウォの連邦主義論は、「民族としてのヨルバ」を基軸として垂直に展開していた。ところがそれが、50年代半ばごろから行動グループの全国政党への脱皮を模索する過程において、少数民族を基軸としたより水平的な展開へと転じていったと見ることができよう。アウォロウォの連邦主義論は、すべての民族集団が独自の州をもつべきであるというその素朴な信念が、時間の経過とともに変遷する政治状況に大きく影響されながら、振り子をときにヨルバに傾かせ、ときに少数民族に傾かせながら発展してきたものと言えよう。そしてそれは、アウォロウォが政治理論家であるよりもまず政治指導者であり、なによりも現実の政治状況に敏感に反応しなければならなかったという事実の当然の帰結であったと言える。そして、アウォロウォの連邦主義論を現実の政治状況に影響されない、ある意味でそれに歪められないより純粋な形で安定化し結晶化させるためには、アウォロウォが現実の政治から引き離される必要があったのである。62年から66年までの3年9カ月に及ぶ獄中生活は、アウォロウォにとって人生最大の試練であったが、それはまた、彼を現実の政治から遠く引き離し、その連邦主義論を結晶化させる好機ともなった。

4. フェデラリストとしてのアウォロウォ

1963年、中西部地域が新設され4地域からなる連邦共和国へと移行したナイジェリアは、当時激しい政情不安にみまわれていた。非常事態解除後の西部では、アウォロウォを失った行動グループとアキントラ率いる統一人民党（United People's Party: UPP。64年にナイジェリア国民民主党〔Nigerian National Democratic Party: NNDP〕へと改称）が暴力事件にいたる熾烈な対立を繰り返し、連邦政府内では連立関係にあった北部人民会議と国民会議が分裂し、まさに混沌とした政情が繰り返されていた。

他方、アウォロウォは、外界とは隔絶された監獄のなかで、こうした政治的混乱から距離を置きつつ思索に努めていた。特に、1964年7月、ラゴスから遠く離れたカラバーの刑務所に移されてからというもの、アウォロ

ウォは300冊以上の書物を揃えた監獄のなかで、経済学を中心とした研究に専心する日々を送っていた⁽³¹⁾。

こうしたなか、1966年1月、ついに軍部クーデターが発生し、バレワ (Abubakar Tafawa Balewa) 連邦首相、アフマド・ベロ (Ahmadu Bello) 北部地域首相、アキントラ西部地域首相らが殺害された。そして、事態を收拾して政権を掌握したイロンシ (Aguiyi Ironsi) 将軍は、同年5月、連邦制を廃止して中央集権的な行政機構づくりを進める旨明らかにした。

アウォロウォは、軍事政権によって自らの釈放が行われることを期待する一方、軍政下で中央集権化が強権的に推進されることに大きな危惧を抱いた。そこでアウォロウォは、監獄のなかで『ナイジェリア憲法の考察』 (*Thoughts on Nigerian Constitution*) という著作を書き上げ、連邦制憲法を擁護する自らの立場を明らかにした。

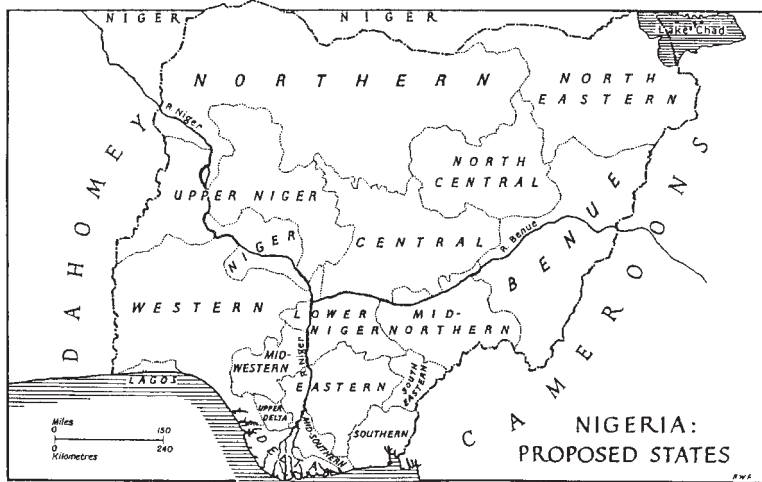
このなかでアウォロウォは、世界各国の言語やナショナリティと憲法制度の相関関係を調べ、次のような4つの原則を定式化した。

- ・ある国が単一言語かつ単一民族の場合、憲法は中央集権制でなければならない。
- ・ある国が単一言語あるいは二言語あるいは多言語であり、また一定期間以上にわたって独自のナショナリティを発展させてきた複数の共同体から構成される場合、憲法は連邦制でなければならない。そして、構成州は言語とナショナリティの二重の基礎の上に形成されなければならない。
- ・ある国が二言語あるいは多言語の場合、憲法は連邦制でなければならない。構成州は言語を基礎として形成されなければならない。
- ・二言語あるいは多言語あるいは多民族の国に中央集権制憲法を導入するいかなる試みも、長期的には失敗することになる⁽³²⁾。

以上のことから、多言語かつ多民族の国家であるナイジェリアは連邦制憲法を導入すべきこと、軍部による中央集権化の試みは失敗に終わるであろうこと、を彼が結論づけたことは言うまでもない。

さらにアウォロウォは、ナイジェリアにおいては言語を唯一の基準に州

地図2 アウォロウオが提案した18州制



(出典) Obafemi Awolowo, *Thoughts on Nigerian Constitution*, Ibadan: Oxford University Press, 1966.

を設置すべきであるとして、新たに18州からなる連邦制を提唱した(地図2参照)。まずアウォロウオは、精確な統計はないとしながらも、『ナイジェリア解放の道』のなかで述べた10の主要民族集団にほぼ相当する10の主要言語集団(人口4,486万人)⁽³³⁾にそれぞれ州が与えられるべきだとして、言語集団の居住地域にあたる10州の設立を提案している⁽³⁴⁾。また、アウォロウオは、首都ラゴスを独自の州とすること⁽³⁵⁾、その他の少数言語集団の地域(人口1,100万人)を7州に分割すること⁽³⁶⁾を提案した。そして、独自の州をもつことができない後者の少数言語集団については、憲法に、①州議会に最低割当議席数を設定する、②独自のローカル・ガバメントを付与する、③将来、可能であれば独自の州をもつことができる、という各条項を明記することによってその権利が保障されるべきであると主張した。

また、立法権に関しては、連邦議会の排他的立法リスト(外交、国防、石油、人口調査など59項目)と連邦・州両議会の共通立法リスト(高等教育、上水道など29項目)を記し⁽³⁷⁾、その他残余の分野(初等教育、保健など)に関する立法権はすべて州議会に付与するべきであるとした。

また、司法、選挙、警察、軍事、刑務所に関して、連邦・州両政府から独立した連邦委員会を設け、公正な行政が行われているかどうかを監視すること、ナイジェリアの統一を維持するため、地域政党や民族政党に代わる全国政党の創設を推進することなどを提案した。

こうしたアウォロウォの連邦構想は、それまでに比べてより体系化・精緻化された提案ではあったが、またいくつかの点で当初の彼の主張とは矛盾を呈していた。まず第1に、アウォロウォは18州からなる連邦制を提唱しているが、1957年の憲法会議においてアウォロウォは、国民会議代表団が提案した17州からなる連邦案を、連邦主義を形骸化し中央集権体制へと逆行する提案であるとして拒否していた。第2に、アウォロウォはラゴスを独立した州とするよう提案しているが、53年の憲法会議の段階では、彼は逆にラゴスを西部地域から分離し、独立した地域とすることに強く反対していたのであった。第3に、かつてアウォロウォは、各民族集団が独自の法規範と自治権を有すべきであるとまで主張したことがあったが、ここではむしろ連邦議会に広範な排他的立法項目を認めるなど連邦の権限強化の傾向が見られる。

こうしたいくつかの矛盾は、かつてのアウォロウォの連邦構想が、連邦に対する州の優越を唱える連邦制の主張であったのに対して、ここでは連邦が州に対して優越することを容認・支持する主張へと変化したことを示している。アウォロウォの連邦構想は、イボやヨルバなどの主要民族や3地域に内包されたエドやティブなどの少数民族のエスニック・ナショナリズムを単に肯定する立場から、独立後の政治的混乱とクーデターという政治的な国家危機を経ることで、民族集団の権利を擁護しつつも、むしろそれらを統合するために連邦の権限強化を容認する立場へと傾斜したものと見ることができよう。

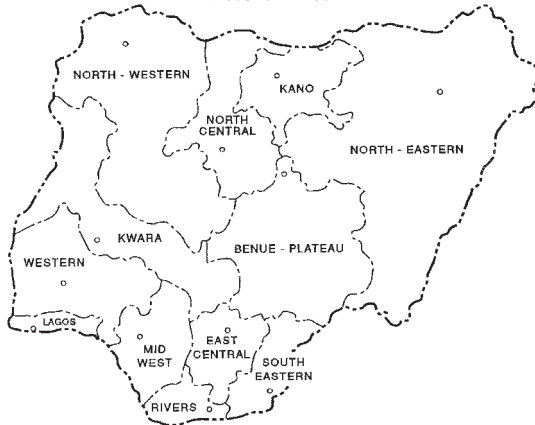
『ナイジェリア憲法の考察』で展開されたアウォロウォの連邦主義構想は、その後、大きな変化を見なかった。アウォロウォは、1968年に出版した『人民共和国』(*The People's Republic*)のなかで、前述した4原則に鑑みたナイジェリアの連邦制憲法堅持、言語を唯一の基準とした州の設立、暫定

地図3 連邦制の変遷(抜粋)

4地域制(1963年)



12州制(1967年)



19州制 (1976年)



36州制 (1996年)



(出典) Eghosa E. Osagae, *Crippled Giant: Nigeria since Independence*, London: Hurst, 1998.

的措置としての連邦18州化などの諸点を再確認している⁽³⁸⁾。

さてここで、簡単にナイジェリアの連邦制のその後の推移を見ておこう(地図3参照)。イロンシ政権は、ナイジェリアの統一化を宣言したものの国内から強い反発をうけ、1966年7月、再び発生した軍事クーデターによって倒された。そして同年8月、政権を掌握したゴウォン(Yakubu Gowon)中佐は、早速アウォロウォを釈放するとともに、イロンシ政権が制定した統一化令を撤回し、連邦制の復活を宣言した。さらにゴウォンは、東部地域の分離独立の気運が高まると、67年5月、北部地域を6分割、東部地域を3分割、それに西部州、中西部州、ラゴス州からなる12州制への移行を発表した。釈放後、連邦執行評議会副議長の座に就いていたアウォロウォは、ゴウォン政権の12州制を未だ不十分な連邦制として批判的に受けとめていた。

ゴウォンは、12州制の導入によって少数民族への分権化をすすめ、東部地域を解体することでその分離を阻止しようとした。ところが、12州制に反発する東部地域側は、1967年5月、ビアフラ共和国としての独立を宣言し、やがて連邦政府軍とビアフラ軍のあいだで戦闘が開始され、70年1月、ビアフラ側の降伏によって内戦が終結するまで激しい戦闘が展開された。

1975年7月、クーデターによってゴウォン政権を倒したムハマッド(Murtala Muhammed)准将は、政治的安定を図るためにさらに連邦制度の改革を推進し、76年から19州制が採用されることとなった。アウォロウォは、この19州化を自らの18州化構想がほぼ実現されたものとして歓迎した。

連邦制はその後、1987年9月、ババンギダ(Ibrahim B. Babangida)軍市政権のもとで19州制から21州制へと移行し、さらに91年8月には、30州制へと一層細分化された。また、93年11月に成立したアバチャ(S. Abacha)政権は、96年10月に36州制を導入している。

このように3地域から成る連邦として独立したナイジェリアは、その後あたかも細胞分裂を繰り返すかのように新州を増設し続けてきた。この連邦制の展開過程は、ナイジェリアがその国民統合を暗中模索してきた軌跡であったとも言えよう。というのも、アフリカ最大の「多民族的モザイク

国家」であるナイジェリアにとって、連邦主義とは、国家に集中する政治権力と石油収入を中心とした経済的資源とを下位へと再配分することで、多様な集団の政治的経済的不満を充足し、また政治権力を分権化することで、政治を末端まで浸透させ、逆に多様な社会を1つの国家システムの内部に取り込もうとする国民統合の営為にはかならないからである。ナイジェリアにとって、連邦制は単に行政制度を意味するものではない。むしろそれは、政治的安定と社会的統合を左右する極めて政治的な国家課題なのである。ナイジェリアは、長期にわたる軍事政権の時期を経ながら、現在においてもその連邦制のあるべき姿を模索し続けている。それは、ひしめき合う多様な民族集団を国民へと統合する国家システムの最適均衡点の模索だと換言できよう。

アウォロウォの思想・行動は、こうした国家課題としての連邦制形成に少なからず影響を与えてきた。植民地統治下においてアウォロウォは、政党政治に影響されながら現実主義的アプローチからその連邦主義論を展開し、ナイジェリアの連邦化推進を訴えた。また、独立後に結晶化するその連邦18州化構想は、ムハマッド軍事政権による19州制導入によって一応実現されたと言うことができよう。

しかし、現実の連邦制の推移は、けっしてアウォロウォの連邦主義概念の枠組みのみでは捉えられないこともまた事実である。アウォロウォの連邦主義論の根底には、「国民」概念ではなく「民族集団」概念がある。アウォロウォは、ナイジェリアは多民族国家であるがゆえに連邦制を採用すべきだとし、言語を基準とした州の設立を主張する。しかし、現実の連邦制は国民統合を模索し、言語や民族ばかりか、宗教対立、地域格差、政治的経済的権益の配分など極めて多様な要素を考慮しつつ展開されてきた。例えば、19州制の採用は、ヨルバの居住地域（旧西部地域）を3分割し、ヨルバへの一層の資源配分を行う形となったが、同一民族集団の居住地域を分割するというこの措置は、アウォロウォの民族集団を単位とする連邦主義論とは本質的に合致しないものであった。アウォロウォの連邦主義論の特徴は、連邦制を国民統合のシステムとしてではなく、各民族集団の権

利保障の必然的かつ絶対的帰結とする論理展開にある。

アウォロウォがその連邦主義論を主に展開した1930年代から60年代までの時期は、まさにナイジェリアのナショナリズム期であった。外にあってアウォロウォは、ナショナリストとして、ナイジェリアの脱植民地化過程に少なからず貢献した。その一方、内にあってアウォロウォは、エスニック・ナショナリストとして、アジキウェ率いるイボの支配、あるいは北部のハウサ＝フラニの支配の脅威に対抗し、ヨルバや他の少数民族集団のエスニック・ナショナリズムの高揚を支援した。アウォロウォには、各民族集団はその大小に関わりなく自然権としての自決権を有し、他のいかなる民族集団の支配にも屈するべきではないという認識があった。そして、やや抽象的な言い方をすれば、前者の〈ナショナリズム〉と後者の〈エスニック・ナショナリズム〉、あるいはナイジェリアの〈植民地人民の自決〉と〈民族集団の自決〉という二者の接合点に、アウォロウォの連邦主義論は展開されていたのである。この意味で、アウォロウォの連邦主義論はナショナリズム的である。アウォロウォにとって連邦制とは、宗教対立を緩和する形態や富の分配システムではない。それは、外にあってはイギリス帝国主義支配からの独立を、内にあっては他の民族集団の脅威からの解放を獲得するという、ナショナリズムの色彩の濃い論理なのである。

アウォロウォは、ナショナリズム期をフェデラリストとして生き、また、その連邦形成過程をナショナリストとして生きたと言えよう。それは、単なる混在ではなく、むしろそこにアウォロウォのナショナリズム的連邦主義論の特徴を見て取ることができるのではなからうか。そして、ナショナリズムのエネルギーが枯渇したとき（おそらくそれは、ナイジェリアにとっては1966年の民政崩壊と軍事政権の誕生、あるいは67年から70年までのビアフラ内戦の時期頃までではなかったか）、アウォロウォの連邦主義論も必然的にそのエネルギーを失っていった。70年代以降、もはや連邦主義はナショナリズムではなく、軍事政権のもとでの国民統合と支配の論理へと変容していったのである。

こうしたアウォロウォの連邦主義論のナショナリズム的な側面は、その

思想的な弱点ともなっている。アウォロウォの思想には葛藤性が見られない。他のアフリカのナショナリストたちがもっていたアフリカ性の歴史的復権や西洋文明との相剋という、単純ではあるがしかし力強い葛藤性アウォロウォの思想にはないのである。アウォロウォは、ナイジェリアの「国民」の創出という葛藤的営為よりも、まず「植民地人民」とそれに内包される多様な「民族集団」をあるがままに肯定し、受容してしまう。そして、連邦制をその必然的な、つまり無葛藤的な帰結として導き出すのである。国家元首として国政を担ったことのないアウォロウォは、アフリカの指導者がほぼ例外なく直面した国家的課題——すなわち、「多民族的モザイク国家」を「国民国家」へと再構築する試み——に真に対峙することはなかった。このためにアウォロウォの連邦主義論は、「国民国家」を志向する統合の論理としてではなく、「多民族的モザイク国家」を受容、補強する論理となり、思想的に即物的であることを免れえない。

しかし、アウォロウォの思想・行動が、ナイジェリアの連邦制形成に与えた影響は高く評価できよう。また、ナショナリズムとしての連邦主義論というアウォロウォ思想の特殊性は、アフリカのナショナリズムを考察する上で注目に値するものではなからうか。

アウォロウォの連邦主義論が、ナイジェリアを越えた普遍性を有していないということは、いまさら言うまでもない。それは、アフリカで最も複雑かつ多様な民族集団を抱えるナイジェリアという特殊の土壌のなかで発芽し、成長し、そして枯渇した思想である。しかしそれは、ナイジェリアという土壌にとっては、なによりもなくてはならない思想であったのである。

Ⅲ 社会主義論

1. 社会主義への契機

帝国主義勢力からの独立を獲得したアフリカ諸国の多くが、独立後のネ

イション・ビルディングのイデオロギーとして社会主義を選択したのは、
けっして偶然のことでも、また不思議なことでもない。政治原理としての
社会主義は、少なくとも国家建設のあるべき方向性とそのための行動プラン
を比較的明瞭に提示することで、ときのアフリカの指導者たちを魅惑する
時代的な力を有していたのである。しかし、実際にアフリカの政治指導
者たちが社会主義に接近し、自らそれを確かに選び取るまでには、なんら
かの主観的あるいは客観的な契機とも言うべきものがあつたにちがいない。
アウォロウォは、1959年の連邦議会選挙での敗北、62年のアキントラ派と
の対立と行動グループの分裂、反逆罪による逮捕と3年9カ月に及ぶ獄中
生活など、50年代末から60年代初頭にかけて幾多の苦難を経験し、それら
を契機として急速に社会主義への傾倒を強めていった。しかし、ここで注
目しておきたいことは、アフリカの多くの指導者たちが、国家運営を担う
政治指導者として国家危機という契機を経ることで社会主義へと接近した
のに対して、アウォロウォが、政権を掌握できない政治指導者として、あ
るいは監獄のなかの服役囚として、政治的敗北とより私的な試練という人
間的契機を経て自らの社会主義論へと到達した点である。彼の社会主義論
に精神論的色彩が濃く、またアフリカ性志向が見られないのは、まさにこ
のためであろう。ニエレレ (Julius K. Nyerere) に代表されるアフリカの社
会主義者の多くは、アフリカの伝統的共同体社会に社会主義の原型を求め、
独立後の社会主義国家建設を現代へのその復元的営為として理論づけよう
とした。これに対してアウォロウォは、社会主義の原型を普遍的人間性の
なかに求めようとする。彼は、社会主義的状态とは人間が肉体を克服し、
精神の優越を確立した状態であると考え。彼の社会主義論は、政治的敗
者としての深い苦悩と試練を通して、人間の精神性という内面世界へと深
く入り込んでいくのである。

アフリカのイデオロギーを研究したアンドレイン (C. F. Andrain) は、
アフリカ的社会主義を、①アフリカのマルクス主義、②社会主義的ヒュー
マニズム、③社会福祉国家の3つに類型化し、アウォロウォの社会主義思
想を社会福祉国家モデルの範疇に分類している⁽³⁹⁾。アンドレインによれ

ば、「社会福祉国家モデルは、アフリカのマルクス主義や社会主義的ヒューマニズムよりもプラグマティックな、理論性の稀薄な型の社会主義を代表するもの」であり、「明確かつ体系的な社会主義的哲学を定式化しようという試みは、ほとんどなされていない」という。そして、「社会主義的ヒューマニストとは対照的に、福祉国家論者は、倫理的、精神的原理に対してあまり注意をはらわず、経済的要素にヨリ関心を集中している」と指摘した上で、このモデルの代表的指導者として、アウォロウォのほかにエレレやアジキウェの名を挙げているのである⁽⁴⁰⁾。

アンドレインが指摘するとおり、確かに1960年前後までのアウォロウォの社会主義思想は、政府の統制によって経済的資源を公平に配分するという社会福祉政策を意味しているにすぎなかった。50年代、西部地域首相であったアウォロウォは、無償義務教育制度の導入や保健サービス制度の拡充などの現実の政策によって社会福祉の増進を図ったが、確かに当時の彼の社会主義思想には、理論性、精神性、倫理性がほとんど見られなかった。しかし、アンドレインが論文を執筆した60年代初期のころには、すでにアウォロウォの社会主義思想にはわずかながらも確かな変化の兆候が見えはじめていた。アンドレインもそれを鋭く見抜き、同論文のなかで、「最近では、チーフ・アウォロウォは、ヨリ明確に社会主義的主張をおこなうにいたっている」⁽⁴¹⁾と付記している。

1950年代末から60年代半ばにかけての一連の試練を契機として、アウォロウォの社会主義思想は、単なる社会福祉国家を目指す政策から、精神的倫理的原理を重視する思想へと理論化された。特に、3年9ヵ月に及ぶ獄中生活は、アウォロウォを現実主義的な政治指導者から、人間の内面性を見つめる政治思想家へと変容させる大きな外的契機となった。

2. 規範的社会科学としての社会主義

アウォロウォは言う、「社会主義とは、規範的社会科学である。それは倫理学と同じ学問的範疇に類型化される。しかし、倫理学が人間行為の基準を設定しようとするのに対して、社会主義は経済行動と社会目的の基準

を設定しようとする科学である」⁽⁴²⁾。

アウォロウォは、真の社会主義とは共産主義ともマルクス主義的社会主義とも異なるものであると考える。アウォロウォの唱える社会主義とマルクス主義の間には、少なくとも6つの相違点を見いだせる。まず第1に、マルクス (Karl Marx) は、国家を一階級が他の階級を抑圧するために組織した強力 (ゲバルト) と見なし、共産主義革命によるその死滅とそれに代わる共同体社会の出現を唱えたが、アウォロウォは、国家を人類の発展のために不可欠な制度と見なし、国家の枠組みのなかでのみ現代人は自由と幸福を享受できると考える⁽⁴³⁾。第2に、アウォロウォは、社会主義を資本主義と共産主義の中間段階と捉えるマルクス主義的思考に与しない⁽⁴⁴⁾。第3に、共産主義者は暴力革命を肯定するが、アウォロウォは、社会主義国家の建設に暴力が必要とされることもあろうが、基本的にはそれは民主的手段によって漸進的に達成されると考える⁽⁴⁵⁾。第4に、アウォロウォは、マルクス主義の言うプロレタリアート独裁と一党支配という概念を否定し、民主主義のための複数政党制の不可欠性とその社会主義との共存を主張する⁽⁴⁶⁾。第3と第4の点からは、彼の社会主義思想が民主社会主義的なものであることが容易に看取されよう。第5に、アウォロウォは、マルクス主義に見られる個人の自由の抑圧を批判し、社会主義体制と個人の自由は矛盾するものではないと唱える⁽⁴⁷⁾。第6に、アウォロウォは、宗教に対するマルクス主義の非寛容さを拒絶し、社会主義と主要な世界宗教の目的は根本において一致すると考える⁽⁴⁸⁾。

このような諸点においてマルクス主義と対立するアウォロウォは、社会主義が科学であることの必然的帰結として、その普遍的適用が可能でなければならないとし、さらにアフリカ的社会主義とも訣別しようとする。アウォロウォにとって、アフリカにのみ適用されるような社会主義など本質的に存在しえない。彼によれば、アフリカ的社会主義者は、主に3つの誤謬に陥っているとされる。まず第1に、アフリカ的社会主義者は、アフリカの伝統的共同体が有していた単なる習慣や風習を社会主義の原型と誤解している。例えば、アフリカ社会に見られた共同体的土地所有は風習では

あったが科学ではなく、ゆえに社会主義の原型ではない。第2に、彼らは、アフリカの原始共同体においては物質の私的所有に対する貪欲さが見られないことをもって、そこに社会主義的状态を見いだすという誤謬をおかしている。原始共同体において、物質を奪い合う貪欲さが広範に見られなかったのは、それを阻む様々な物理的障害があったためであり、人々が社会主義的状态にあったからではない。例えば、貨幣経済が未発達である原始社会では、搾取の範囲も自ずから限定されるが、貨幣経済が発達することで、つまり物理的障害が除去されることで、搾取と経済的蛮行が広く見られるようになる。それは、アフリカにも他地域にも共通して見られる一般的現象であり、アフリカの原始共同体を社会主義的であったとするアフリカの社会主義者はこの点を見落としている。第3に、プラグマティックなアフリカの社会主義者は、目的と方法を混同するという誤謬に陥っている。確かに、社会主義が実現される環境や方法は多様である。しかし、その目指す規範的な社会目的は、本質的に同一でなければならない。たとえ社会主義を実現するためのアフリカ的方法が存在するとしても、社会主義の根本的目的は不変であり、その意味でアフリカ的社会主義なるものは存在しない⁽⁴⁹⁾。

それでは、アウォロウォの言う規範的科学としての社会主義の目的と方法とは何か。社会主義の目的とは、社会正義と平等であり、また資源が等しくすべての市民に所属し、また土地と労働の結合による生産物がすべての労働者に帰属する状態のことである。より具体的には、①賃貸料、配当金あるいは利潤、利息、遺産の廃止、②不労所得者階級の法的根絶、③健全な肉体を有するすべての市民が労働者であるという国家の認識などが挙げられる。また、こうした目的を達成するための方法としては、①法による消費の統制、②生産手段をすでに有している、あるいはこれから有するであろう者に対する法的補償、返還、禁止、つまり換言すれば、すべての生産手段の国有化、③貪欲さに動機づけられた投機や事業の排除などがある⁽⁵⁰⁾。

しかし、真の社会主義国家建設のためには、こうした客観的物物理的な社

会改造に加えて、より主観的精神的な人間改造が必要である、とアウォロウォは説くのである。そして、以下検討を加えるごとく、後者の領域においてこそ、アウォロウォの社会主義論は思想的精彩を帯びたものとなっている。

3. 普遍精神と人間の弁証法

「宇宙は、コスモスであってカオスではない」⁽⁵¹⁾ という先験的命題が、アウォロウォのすべての思想的基点となる。アウォロウォによれば、宇宙がコスモスであるのは、そこに不変原理による永遠の秩序が維持されているからである。その不変原理は、精神・物質の両世界（つまり万有）を支配している法則である。この不変原理に支配されるコスモスとしての宇宙には、たえず弁証法的動性（ダイナミズム）が働いている。

ヘーゲル（Georg Wilhelm Friedrich Hegel）は、万有を、根源的實在としての「精神」（「霊」、「神」、「絶対者」、あるいはしばしば「理性」とも同一である）が必然的な自己展開の過程で生成したものとして捉えている。そして、このヘーゲル哲学を貫徹している「精神」の発展のための理法が弁証法である。ヘーゲル哲学においては、理性と感性といった二元論的世界像は完全に克服され、自然や人間社会ばかりかそれを超越する「精神」自らが静止することなくたえず運動を繰り返すという、動的精神に貫かれた一元論的世界像が構築されている。

これに対して、マルクスは、根源的實在は「精神」ではなく「物質」であると主張し、弁証法を物質的運動法則として捉え、ヘーゲルと真っ向から対立しようとする。

アウォロウォは、「帰結は同じであるが、われわれが弁証法を用いようとする意味合いは、ヘーゲル主義の意味合いともマルクス主義的意味合いとも異なる」⁽⁵²⁾ と主張する。アウォロウォによれば、宇宙を混沌ではなくコスモスとして秩序づける不変原理は、しばしば「普遍精神」（the universal mind）と呼ばれる⁽⁵³⁾。そして、「普遍精神」は、人間の思考、言葉、行動によって揺り動かされるまでは潜在し、睡眠し、静止しているにすぎ

ないものとされる。それはまるで、人間によって振動や熱の衝撃が加えられて初めて運動を開始する「分子の海」のようなものである。「精神」を動態として捉えるヘーゲルに対して、アウォロウォは「普遍精神」の属性を静態とし、人間のみが主体としてそれを動態へと転化できるとする。そして、静的「普遍精神」が動的「人間」によって動態化し体現化されるという運動法則を、アウォロウォは弁証法と呼ぶのである。

では、弁証法的過程はどこで生じるのか。

アウォロウォは言う、「テーゼ、アンチテーゼ、ジンテーゼというプロセスは、人間の心のなかで生じる」⁽⁵⁴⁾。人間には、意識と潜在意識の2つの心理的世界がある。意識界は人間の思考と行動の世界であり、潜在意識界は「普遍精神」の世界である。そして、人間は意識界で正しく思考し行動することで、潜在意識界の「普遍精神」を具現化することができる。しかし、もし人間が「普遍精神」に合致しない思考と行動を行うならば、「普遍精神」を動態へと転化できないばかりか、その思考と行動は宇宙の不変原理（つまり「普遍精神」）に反するがゆえに必ず不本意な結果に終わる。そこには、「普遍精神」を媒介として、善なる思考が善なる結果を生み、悪なる思考が悪なる結果を生むという因果律が見られる。

人間の思考や行動が善であるか否かの基準が「普遍精神」であることは言うまでもない。しかし、「普遍精神」は潜在しているために、われわれはそれを理解することができない。では、人間は何を基準に思考し行動すればよいのか。それは愛であるという。愛を基準に人間が思考し行動するかぎり、それは「普遍精神」と合致し、必ず成就されるのである。

愛を属性とする「普遍精神」は、神、あるいは宇宙の創造者と同一である。ヘーゲルとマルクスが、弁証法に貫かれた「精神」の、あるいは「物質」の一元論的世界像（観念論的あるいは唯物論的世界像）を構築したのに対して、キリスト教の影響を受けたアウォロウォは、人間と神、動と静といった二元論的世界像を復活させている。つまり、アウォロウォは、ヘーゲル哲学から根源的実在としての「精神」（あるいは神）を、マルクス哲学から「物質」（あるいは人間）をそれぞれ継承し、神が宇宙を創造したが、

いま神は静態しており、唯一人間が動態（つまり主体）であるとする。そして、ヘーゲルやマルクスと同様に、そこに弁証法的動性を見いだそうとするのである。このようにアウォロウォの二元論的世界像には、ヘーゲル哲学とマルクス哲学という本来相反する一元論的思想が矛盾を解消しないまま内在している。

しかし、神を宇宙の根源的実在として受け入れる以上、アウォロウォの二元論はよりヘーゲル的一元論（観念論）に近いと言えるのではあるまいか。「普遍精神」が人間の潜在意識のなかに存在しているという主張も、人間を含むすべてが「精神」の自己展開の生成物であるとするヘーゲル的な一元論的世界像に近い。ただ、アウォロウォが人間を唯一の主体と見なし、根源的実在である「普遍精神」は人間によってしか体現されないというとき（つまり、神は静かに漂っているにすぎないというとき）、彼は「現象する精神」の哲学であるヘーゲル哲学と訣別し、マルクス哲学へと接近する。いまや静的「普遍精神」ではなく、動的「人間」こそが問題なのである。主体である人間の在り方が、世界のすべてを決定する。人間が、「あらゆる活動のアルファであり、オメガである」⁽⁵⁵⁾。もちろんそれは、潜在する「普遍精神」を動態化できるか否かということにすぎないのであるが、人間がその全権を掌握している意義は大きい。

4. 精神的偉大さのレジームと国家

人間が「普遍精神」に合致した（つまり「普遍精神」を動態化させる）思考と行動を行うためには、人間が本来あるべき内的状態、つまり神に創造されたときの内的状態を回復しなければならない。それは、人間が悪から解放され、精神が肉体に対して優越する状態であり、アウォロウォはそれを「精神的偉大さのレジーム」(the regime of mental magnitude) と呼ぶ⁽⁵⁶⁾。

人間の肉体には、感覚と本能が備わっている。感覚とは、「観察、分析、判断、熟考、理性のための人間の道具」であり、合理的かつ客観的な判断に用いられるいわゆる五感である。他方、本能とは、人間の意思とは無関係に生ずる感情や欲求のことであり、好奇心、空腹感、怒り、恐怖などの

ことを言う。そして、この両者が人間の肉体のなかで本来の均衡を保持する内的状態を築くことが必要となる。というのも、感覚（つまり五感）と本能が肉体のなかで調和する状態のとき、人間は完全に自由にされ、「普遍精神」に合致した思考と行動を適切に行うことができるからである⁽⁵⁷⁾。そして、感覚と本能が調和した状態のとき、それは精神が肉体に対して優越する「精神的偉大さのレジーム」状態を意味する。

精神と肉体を二元論的に捉えるアウォロウォには、デカルト（René Descartes）同様、実体である両者の相関関係を解明しえない、いわゆる心身問題があることは容易に理解される。これに対して、アウォロウォは明確な回答を出してはいないものの、脳神経組織全体に両者の相関関係の接点を求めていると考えられる⁽⁵⁸⁾。

それでは、「精神的偉大さのレジーム」は、いかなる方法によって形成されるのか。アウォロウォによれば、それは主に心的鍛練によるという。そして、そのなかで最も有効な方法が教育である。アウォロウォが、初等、中等、高等教育のすべてを無償化するように求めるのは、この「精神的偉大さのレジーム」が全国民に共有されることが必要であるという認識に由来している。また、「健全な精神は健全な肉体に宿る」ものであるから、たとえ精神優位の状態であっても肉体は軽んじられてはならない。アウォロウォは、「精神的偉大さのレジーム」を浸透させるためには国民が健全なる肉体を育む必要があるとして、保健サービスの拡充とその無料化を提案する。そして、すべての国民が精神的偉大さに支配されるという理想的状況こそが、アウォロウォにとっての真に社会主義的状況を意味している。しかし、そうした理想的状況に到達するには長い歳月を要するにちがいない。いま誰よりもまず精神的偉大さを必要としているのは国民を導く政治指導者たちである、とアウォロウォは説く。

政治指導者には、精神的偉大さが不可欠である。それは、彼をして状況を分析せしめ、問題の所在を明確にし、可能な選択肢のうち最適のものを選びしめる能力となる⁽⁵⁹⁾。精神の偉大さを内包する指導者は、政治的に未熟な国民を啓蒙し、真理へと導いていく。そこには、プラトン（Platon）

の言う哲人王の影が見え隠れする。プラトン主義とキリスト教の融合を試みたとも言われるアウォロウォ⁽⁶⁰⁾は、現代社会における哲人王の存在を否定しつつも、愛に裏付けられた高い精神性を指導者に求めようとする。そして、社会主義国家建設の過程において、この「精神的偉大さのレジーム」は指導者から漸進的にすべての国民へと浸透していくことになるのである。

国家それ自体が「精神的偉大さのレジーム」に満たされるとき、「普遍精神」は潜在から目覚め、完全に国家のなかに体現化されることになる。それが社会主義国家の究極的な到達点なのである。

この極めて抽象的な社会主義思想が、現実政治にほとんど反映されないものであることは言うまでもない。アウォロウォの社会主義論には、平等、社会正義、富の公平な分配を目指す社会福祉国家志向の現実的社会主義と、「普遍精神」と「精神的偉大さのレジーム」を基軸に展開する抽象的社会主義という2つの相貌が内在されている。

アウォロウォの思想を研究したンワンウェネ (Omorogbe Nwanwene) によれば、アウォロウォは、1970年に出版された『ナイジェリア人民共和国の戦略と戦術』(*The Strategy and Tactics of the People's Republic of Nigeria*) と題する著作のなかで、ナイジェリアの社会主義国家化のために、経済、社会、政治・憲法の3分野において次のような具体的かつ詳細な提案を行っているという。まず経済分野においては、完全雇用、国家最低賃金、社会化、運輸システムの近代化など15項目の目標を設定し、例えば完全雇用達成のためには、①失業状況調査、②最低生活水準調査、③投資状況の監督、④産業の適切な配置、⑤行政監督と労働の自由移動などを実施するべきであると提案している。また、社会分野については、教育制度、保健サービス制度の整備などの目標を設定し、例えば保健衛生に関しては、上水道や予防接種などを行うとしている。政治・憲法の分野では、少数民族のための自治地区を設定すること、連邦、州、ローカル・ガバメントの下位に人口5,000人から1万人で構成されるコミューン (commune) という社会主義的行政単位を設定することなどを提案している。このほか、社会主義教育の

普及を目的とした国立研究所の設立なども提言している⁽⁶¹⁾。

また、1978年、アウォロウォはナイジェリア統一党（Unity Party of Nigeria :UPN）という新政党を創設し、翌79年の大統領選挙に出馬した。その際、統一党は、①全教育段階の無償化、②適正共同体（optimum communities: OPTICOMS）への再編成を含む均衡のとれた地域開発、③保健サービスの無料化、④完全雇用、という4つの基本プログラムを掲げて選挙戦を展開している⁽⁶²⁾。

こうした1970年代のアウォロウォの具体的な政策提言や基本プログラムを見ると、現実政治における彼の社会主義論は急進的な社会主義を志向しておらず、60年代初期以前と同様、基本的には社会福祉国家型社会主義の範疇に類型化されるものであることが理解される。

アウォロウォの社会主義論は、1960年前後を境界として急速に精神的な内面世界へと広がり、深化した。しかし、その現実的な社会福祉国家型社会主義と本稿で主に取り上げてきた精神論的社会主義がアウォロウォの思想のなかで有機的な結合を見せているとは言い難い。それは、両者の理論的結合が現実には極めて困難であることに加えて、アウォロウォが国家建設の指導者ではなかったことがここでも影響していると言えよう。つまり、国家運営の舵取りをすることのなかったアウォロウォは、精神論的社会主義と社会福祉国家型社会主義、つまり理論と現実を関連づけ、国民に提示する必要に真に迫られることはなかったのである。

アウォロウォは、自らの社会主義論を国家建設のイデオロギーであると主張する。しかし、アウォロウォにとっての社会主義国家化とは、観念世界においては人間の精神性の向上を、現実政治においてはその社会福祉国家化を意味しているにすぎず、国家建設のイデオロギーと呼ぶにはあまりにも脆弱である。また、特にアウォロウォの精神論的社会主義は、国家建設のイデオロギーというよりも信仰に似た個人的な思念にすぎない。アウォロウォの社会主義論が、アフリカ性を否定して普遍性を強調するのも、やや批判的な見方をすれば、普遍性＝個人性という逆説的事実を示したものだからではなからうか。

しかし、けっして理論的に精緻化されているとは言えないものの、社会主義国家建設の過程を「普遍精神」(神)と「精神的偉大さのレジーム」(人間)の弁証法的関係として捉えるその精神論的社会主義論は、アフリカ政治思想のなかにあって誠に異彩を放つ思想的展開であったと言えるであろう。そしてなによりも、アウォロウォの社会主義論をネイション・ビルディングのイデオロギーという視点からではなく、純粹に観念論的な政治思想の角度から捉え直してみると、そこにこれまでのアフリカ思想には見られなかった新たな広がりを見ることができるとはなからうか。

IV むすびに

アウォロウォの思想・行動を、しばしばアウォイズム(Awoism)と呼ぶことがある。本稿では、アウォイズムを連邦主義論と社会主義論の2つの潮流として捉えて考察を試みてきた。総じて言えば、その連邦主義論は現実の政党政治のなかで展開された連邦制確立をめぐる彼の思想と行動であった。これに対して、その社会主義論は社会福祉国家政策と独自の観念論的展開を見せた精神論から成る思想であった。そして、アウォイズムの2つの潮流をなす連邦主義論と社会主義論は、前者が民族を、後者が国家をそれぞれ規定していたと言えよう。

それでは、連邦主義が規定するところの民族とは何か。アウォロウォによれば、民族は、〈家族→氏族(clan)→部族→〉という系譜の延長線上に立ち現れる、同一の言語・歴史・文化を共有する人間集団である。民族はアプリアリな要因に依拠する人間集団で、必ずしも政治性を帯びる必要はない。しかし、その民族的な自決権は保護されねばならないから、多民族国家では連邦主義が不可欠とされる。

他方、社会主義が構築されるところの国家とは何か。アウォロウォは、国家を、拡大家族であると考え⁽⁶³⁾。個々の家族が、生産、交換、あるいは安全のために、他の家族と結合して原始的な社会を構成する。その原始的な社会が、同種の目的のためにさらに他の社会と結合し、より大規模

な社会を構成する。そして国家は、〈家族→原始社会→拡大社会→〉の延長線上に一連の合目的な結合の総体として立ち現れるのである。国家は、民族とは異なり、結合というアポステリオリな要因に依拠しており、政治的目的と、その目的を達成する手段としての政府と憲法とを必ずもつ。そして、国家がその諸目的を達成するための最適なイデオロギーが社会主義であるとされる。

いま仮にこのアウォロウォの単純な論理展開に従うならば、もともとアフリカにおいては、〈家族→氏族→部族〉と〈家族→原始社会→拡大社会〉という、家族を共通の端緒とする2つの拡大過程は、2本の紐が縊り合わされて1本の綱を形作るように、ほぼ渾然一体となっていたにちがいない。しかし、植民地主義によって社会が植民地へと強引に「昇華」させられたとき、両過程の帰結である民族と国家は乖離せざるをえなかった。そこに、複数の民族が1つの国家に内包され、また1つの民族が複数の国家によって分断されるアフリカの今日的状況が出現した。そして、アフリカの独立後の国家指導者たちは、今度は自らの指導力によって、外部勢力によって「昇華」させられた植民地をさらに国家へと建設し、また、そこに内包される多様な民族をさらに国民へと形成し直そうと試み、いまなおその道半ばにいる。しかし、この2本の紐が編み込まれたとき、つまり〈家族→氏族→部族→民族→国民〉と〈家族→原始社会→拡大社会→植民地→国家〉という2つの困難な過程が貫徹されたとき、両者は「国民国家」としてその末端で結び合わされるのである。それは、家族あるいは家族の一員としての人間を発端とし、「国民国家」をその末端とする、2本の紐がいつながらも縊り合わされたアフリカ的な1本の綱を完成させる営為である。

しかし、アウォロウォの2本の紐は、まさに短い。アウォロウォは、〈家族→氏族→部族→民族〉までの過程を肯定するが、民族を国民へと形成する過程に十分な関心を払おうとはしない。また、〈家族→原始社会→拡大社会〉という過程から「昇華」した植民地の独立には携わるが、植民地を真の国家へと建設する過程には深く参画しない。2本の紐がそれぞれ短く、

1本の綱とならない。それは、アウォロウォの連邦主義論が個々の民族集団を志向し、その社会主義論が単に社会福祉の増進と精神のあり方にとどまる限り、そこに両者の結合としてのあるべきナイジェリアの「国民国家」像をたとえ虚像としてでも描ききれないことを意味している。アウォイズムは、その2本の紐が末端で結び合わされず、ほどこ、方向を見失い、散逸しているかのような印象を今日のわれわれに与えるのである。

(注)

- (1) 山口圭介「社会主義とナショナリズム」、小田英郎編『アフリカの政治と国際関係』所収、勁草書房、1991年、34ページ。
- (2) 山口圭介「アフリカにおけるナショナリズムと社会主義(1)——政治イデオロギーを中心に」『アジア経済』第15巻8号、1974年8月、22ページ。
- (3) 小田英郎「現代アフリカにおける社会主義とナショナリズム」『国際政治』第65号、1980年、103-117ページ。
- (4) カプラルについては、川端正久の一連の研究成果がある(例えば、川端正久「アフリカにおける民族解放と革命」『国際政治』第65号、1980年、118-137ページなど)。ファノンについては、みすず書房より『フランツ・ファノン著作集』(全4巻)が刊行されており、またファノン研究としては、海老坂武『フランツ・ファノン』(人類の知的遺産78)、講談社、1981年、中村哲「ファノンの政治思想(1)」『法学志林』(法政大学)第70巻1号、1970年、1-24ページ、「同(2)」『法学志林』第70巻2-3号、1970年、1-46ページなどがある。
- (5) 宮治一雄「ファノン」、伊谷純一郎他監修『アフリカを知る事典』、平凡社、1989年、349ページ。
- (6) Obafemi Awolowo, *AWO: the Autobiography of Chief Obafemi Awolowo*, London: Cambridge University Press, 1960, p. 69.
- (7) *The Guardian*, Lagos, May 11, 1987, p. 11.
- (8) Awolowo, *AWO*, pp. 125-131.
- (9) *Ibid.*, p. 113.
- (10) *Ibid.*, p. 150.
- (11) *Ibid.*, p. 151.
- (12) Nnamdi Azikiwe, *ZIK: A Selection from the Speeches of Nnamdi Azikiwe*, London: Cambridge University Press, 1961, p. 57.
- (13) Awolowo, *AWO*, p. 160.
- (14) *Ibid.*, p. 161.
- (15) *Ibid.*, p. 162.
- (16) Obafemi Awolowo, *Path to Nigerian Freedom*, London: Faber and Faber, 1947, p. 47.
- (17) James S. Coleman, *Nigeria: Background to Nationalism*, Berkeley and Los Angeles: University of California Press, 1958, p. 213.
- (18) 宮治美江子「アフリカにおけるvoluntary associationsの役割」、林武編『発展途上国の都市化』所収、アジア経済研究所、1976年、191-192ページ。
- (19) Coleman, *Nigeria*, p. 215.
- (20) Awolowo, *AWO*, pp. 168-169.
- (21) ローカル・ガバメント改革に対するアウォロウォの立場については、Awolowo, *Path to*

*Nigerian Freedom*のなかにすでに詳細な構想が見られる。

- (22) Richard L. Sklar, "Contradictions in the Nigerian Political System," *The Journal of Modern African Studies*, Vol. 3, No. 2, 1965, p. 203.
- (23) Awolowo, *AWO*, p. 183.
- (24) 行動グループは、北部では統一ミドル・ベルト会議 (United Middle Belt Congress)、ボルス青年運動 (Bornu Youth Movement)、東部では統一民族独立党 (United National Independence Party) といった少数民族政党と協力関係を結んでいる。
- (25) Colonial Office, *Report of the Commission appointed to Enquire into the Fears of Minorities and the Means of Allaying Them*, 1958, Cmd. 505.
- (26) Richard L. Sklar, *Nigerian Political Parties*, Princeton: Princeton University Press, 1963, p. 36.
- (27) Sklar, "Contradictions in the Nigerian Political System," p. 205.
- (28) 裁判の経過については、Obafemi Awolowo, *Adventures in Power*, Lagos and Ibadan: Macmillan, 1985にアウォロウォの立場からの詳しい記述がある。
- (29) J. A. Brand, "The Mid-West State Movement in Nigerian Politics: A Study in Party Formation," *Political Studies*, Vol. XIII, No. 3, 1965, p. 354.
- (30) Awolowo, *AWO*, p. 199.
- (31) Awolowo, *Adventures in Power*, pp. 265-269.
- (32) Obafemi Awolowo, *Thoughts on Nigerian Constitution*, Ibadan: Oxford University Press, 1966, pp. 48-49.
- (33) *Ibid.*, p. 100. 10の主要言語集団とその人口は次のとおり。

言語集団	人口	言語集団	人口
1) ハウサ	13,576,000	7) イジャウ	942,000
2) ヨルバ	12,897,000	8) エド	927,000
3) イボ	7,772,000	9) ヌベ	637,000
4) エフィック/イビビオ	3,180,000	10) ウルホボ	626,000
5) カヌリ	2,762,000		
6) ティブ	1,542,000	合計	44,861,000

- (34) *Ibid.*, pp. 100-101. 提案された10州は次のとおり。

- 州名 地域 (人口)
- 1) 北部州: カノ、ソコト、カッチーナ各郡にカドナ首都地域を含むザリア郡北部を加えた地域 (1,360万人)
 - 2) 西部州: イバダン、オンド、オヨ、アベオクタ、イジュブ各郡にイロリン、カッパ、ワリ、エベ区とアジェロミ地区審議会地域を除くバダグリ区、それにアココ・エド地区審議会地域を加えた地域 (1,170万人)
 - 3) 東部州: 旧オニチャ、オウェリ郡に旧オゴジャ郡のアバカリキとアフィクボ区、さらに旧アボ、アサバ区とアロ・イボ・カウンティ審議会地域を加えた地域 (780万人)
 - 4) 南部州: アロ・イボ・カウンティ審議会地域を除く旧カラバー郡 (320万人)
 - 5) 北東部州: ボルスとディクワ区からなる地域 (220万人)
 - 6) 中北部州: ティブとワカリ区からなる地域 (150万人)
 - 7) デルタ州: 旧ブラス、デゲマ、西イジャウ区からなる地域 (90万人)
 - 8) 中西部州: 旧ベニン、イシャン区とアココ・エド地区審議会地域を除くアフエンマイ区からなる地域 (90万人)
 - 9) ナイジャー州: ビダ、クワラ、ラフィアギバテジ区からなる地域 (60万人)
 - 10) 上デルタ州: 旧ウルホボ区にほぼ相当する地域 (60万人)

- (35) *Ibid.*, p. 101. 首都ラゴスの地域と人口は次のとおり。
- 11) ラゴス州：ラゴス市審議会地域、イケジャ区、アジェロミ地区審議会地域を合わせた地域 (120万人)
- (36) *Ibid.*, pp. 103-104. 10の主要言語集団に含まれない少数言語集団に割り振られた7州は次のとおり。
- | 州名 | 地域 (人口) |
|--------------|--|
| 12) ベヌエ州 | 旧アダマワ、ビウ、ムリ、ヌマン区からなる地域 (270万人) |
| 13) 北中部州 | パウチ郡とポティスク区からなる地域 (270万人) |
| 14) 中部州 | プラトー郡とザリア郡南部にアクワンガ、ラフィア、ケッフイ、ナサラワ区を加えた地域 (260万人) |
| 15) 下ナイジャール州 | イドマ、イガラ、イグビラ区からなる地域 (150万人) |
| 16) 上ナイジャール州 | アブジャ、ボルグ、コンタゴラ、ミンナ区からなる地域 (100万人) |
| 17) 中南部州 | 旧アホアダ、オゴニ区にポートハーコート市区を加えた地域 (80万人) |
| 18) 南東部州 | 旧イコム、オブブラ、オゴジャ区からなる地域 (60万人) |
- (37) *Ibid.*, pp. 163-169.
- (38) Obafemi Awolowo, *The People's Republic*, London: Oxford University Press, 1968, pp. 90-91, 235-253.
- (39) C・F・アンドレイン (小田英郎訳) 「民主主義と社会主義——アフリカ指導者のイデオロギー」、慶応義塾大学地域研究グループ訳『イデオロギーと現代政治』所収、慶応通信、1968年。
- (40) 同上、195-196ページ。
- (41) 同上、197ページ。
- (42) Awolowo, *The People's Republic*, p. 190.
- (43) *Ibid.*, p. 192.
- (44) *Ibid.*, pp. 191-192.
- (45) *Ibid.*, pp. 199-200, Obafemi Awolowo, *The Problems of Africa: The Need for Ideological Reappraisal*, London: Macmillan, 1977, pp. 64-65.
- (46) Awolowo, *The People's Republic*, pp.103-108.
- (47) *Ibid.*, pp. 195-198.
- (48) *Ibid.*, pp. 205-207.
- (49) *Ibid.*, pp. 208-210.
- (50) *Ibid.*, pp. 192-195.
- (51) *Ibid.*, p. 186.
- (52) *Ibid.*, p. 186.
- (53) *Ibid.*, p. 186.
- (54) *Ibid.*, p. 199.
- (55) Obafemi Awolowo, *Path to Nigerian Greatness*, Enugu: Fourth Dimension Publishers, 1981, p. 167.
- (56) Awolowo, *The People's Republic*, p. 230.
- (57) *Ibid.*, pp. 213-215.
- (58) M. Akin Makinde, *African Philosophy, Culture, and Traditional Medicine*, Monograph in International Studies, African Series, No. 53, Ohio University, 1988, p. 75.
- (59) B. A. Ogundimu, "Personality Variable in Political Leadership and Decision-making: An Analysis of Obafemi Awolowo's Operational Codes," *The Quarterly Journal of Administration*, University of Ife, Vol. XII, No. 3, April 1978, p. 230.
- (60) Omorogbe Nwanwene, "Awolowo's Political Philosophy," *The Quarterly Journal of*

- Administration*, University of Ife, Vol. IV, No. 2, January 1970, pp. 148-149.
- (61) Omorogbe Nwanwene, "Awolowo's Strategy and Tactics of the People's Republic of Nigeria: A Review Article," *The Quarterly Journal of Administration*, University of Ife, Vol.V, No. 2, January 1971, pp. 229-241.
- (62) Awolowo, *Path to Nigerian Greatness*, pp. 149-159.
- (63) Awolowo, *The People's Republic*, p. 190.